

Title	ジョン・ヘイの「門戸開放」宣言：支那に於けるアメリカ帝国主義の一齣
Sub Title	
Author	伊藤, 秀一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.2 (1933. 2) ,p.241(23)- 271(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19330201-0023
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19330201-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

のであるから、敢て一々註記しなかつた。さらになほ論及すべき多くの問題を論ぜず、又今一層論すべき點を多く逸してあることと思ふ。しかしこゝに本稿を掲載させてもらったのは主として私の經濟史の講義を聴く學生諸君の便宜と云ふ點にある。この意味に於いてはこの概論的記述でもなほ十分にその目的を達し得ることと思ふ。

一九三三年一月十八日稿

ジョン・ヘイの「門戸開放」宣言

—支那に於けるアメリカ帝國主義活動の一齣—

伊藤 秀一

米國資本の極東特に支那市場に對する活動のスローガンは、何人も知る如く「門戸開放」である。門戸開放は其の活動の創めから現在に至る迄米國の對支政策を貫いて居る。故に、極東に於ける米國資本の利害と、これが活動の本質を理解せんとするものは、何よりも先づ門戸開放の秘密を解かなくてはならぬ。

併し支那の門戸を先づ開いた所のものは何人も知る如く英國資本の壓力であつた。一八四〇—四二年の阿片戦争は、ローザ・ルクセンブルグの言葉を藉りて言へば「支那近代史を貫いて一筋の赤い線のやうに」連綿として續いた所の支那侵略の發端をなすものであつた。此戦争の結末たる南京條約によつて、英國は香港を獲得し、且つ廣東、厦門、福州、寧波及び上海の五港を開かした。支那に對する武力による此の門戸開放の強要は、單に阿片の輸入にのみ關聯する問題ではなかつた。それは今や著しく強大を加へた所の英國産業資本主義の發達に關する問題であ

つた。生産機關の急速なる改善と、又著しく容易になつた交通とによつて、廉價なる商品は、極東の廣大なる領域に向つて市場開拓の強力なる一步を印したのである。此の商品の廉價なることは重砲の如きものである。彼等はそれを以て支那の凡ゆる城壁をも撃破する。事實、支那の頑強なる城壁は商品の廉價を後方部隊とする所の砲彈の十字火によつて打ち破られた。斯くて永い間封建的體制の中に封じ込められて居た極東の門戸は、歐羅巴資本主義によつて強力的に開放せられ、英國皇帝陛下の旗が、初めて天國の如き中華の最も美しき國土に翻つたのである。(1)

(1) Major Scheibert; Der Krieg in China. 1903. S. 207. Rosa Luxemburg; Die Akkumulation des Kapitals. S. 360. S. 364.

英國政府のブリュー・ブックを研究する人は、阿片が肉體的及び道徳的に如何に有害であるかに就て、數百人によつて語られて居ることを發見するであらう。だが同時に右の書物は、帝國阿片委員會(Royal Commission on Opium)の次の如き決議を載せて居る。我々は阿片が現在印度政府によつて主要なる収入の源泉であることを確言せざるを得ない。此故に英國は阿片の輸入を禁止した支那政府と武力的に抗争せざるを得なかつたのである。だが阿片戦争が、單に阿片の輸入の問題にのみ關するものでないといふことが強調されなくてはならぬ。従前絶無であつた英國木綿製品、及びより少量ではあるが、英國毛織物の輸入が、一八三三年以來増加して居る。一八三三年までは、恰度東印度會社による支那貿易の獨占が個人貿易に轉移した時期である。(マルクス、支那印度論)。南京條約以後英國の是等の商品の輸入が大規模に且つ急速に増加し、次第に阿片の輸入額を追ひ越すに至つて居る。筆者は後日英國の對支活動を取扱ふ場合には是等の點から阿片戦争の本質に就て詳述したいと思ふ。

「阿片戦争に於ける英國軍隊の光榮ある進軍は、之に追隨せんとする總ゆる資本主義諸國の努力を刺戟した。」(2)

佛蘭西は一八四三年に上海に租界を設定すると共に翌年十月には南京條約に倣つて黃埔條約を締結した。而して一八四五年には白耳義が、一八四七年には瑞典、諸威が又之に従つて通商條約を締結し、一八五一年には露西亞が伊犁條約によつて極東進出政策の第一步を踏み出すに至つた。

(1) Wittfogel; Das erwachende China. 1926. S. 35.

米國の對支活動の端初も亦、右の諸國と同様、光榮ある英國の進軍に追隨したるものであつた。米國は夙に、英國に次いで一八四四年七月望厦條約を締結して、英國と同じく廣東、厦門、福州、寧波及び上海の五港を開かしめた。而して同條約第二條に次の如き最惠國條款を挿入せしめた。清國より他國に將來許與せらるべき爾餘の利益及特權は之に付合衆國及び合衆國人民も亦完全に且つ均等衡平に許與せらるゝの權利を有す。(3) クライドは米國の「門戸開放」主義の起原を此の當時に求めて居る。彼の言ふ所によると、一八四三年米國國務長官ダニエル・ウェブスター(Daniel Webster)は支那駐劄の特命全權公使カッシング(Caleb Cushing)に訓令を發して、若し米國市民に與へられる以上の特權或ひは通商上の便益が他國に與へらるゝ場合、米國政府は支那との友好關係を繼續すること能はざる旨を明にした。これに従つて翌年調印の右の條約中に最惠國待遇の條項を挿入し得ることとなり、斯くて門戸開放即ち機會均等政策の基礎が築かれたのである。(4) 併し此の意味での門戸開放ならば、米國の對支政策を特徴付けるものとして取立て、言ふ可き程のものではない。此意味での門戸開放は、當時世界至る所に其の市場を求めんとしつゝあつた資本主義先進諸國の、等しく採用し且つ實行した政策であつたからである。然るに米國の門

戸開放政策の本質は後述するやうに、ヘイの宣言に至つて全く變化して居る。そして其時代から特に米國の對支政策上の原則としての意義を持つに至つたのである。

(三) 外交時報社編 支那關係條約集 三四〇頁

ペリが日本へ來たのは此の望厦條約後九年を経た一八五三年であつた。翌五年日米通商條約によつて、日本の門戸も亦開放された。

(四) P. H. Clyde: International Rivalry in Manchuria 1689-1922. 小林謙譯、滿洲に於ける列國の抗爭(騰寫版刷) 二〇〇頁

併し支那に就て言へば、阿片戰爭に始まる歐米資本勢力の侵入は、それが小亞細亞やペルシヤ又は印度に對して與へたと同様の結果即ち社會一般に對する大動搖を與へた。近代資本主義生産による廉價な商品の洪水は、數千年來農業と結合して行はれて居た家内工業を農民の手から強力的に奪ひ去つて了つた。此事が農民の窮乏化を導いた基本的經濟的原因ではあつたが、之に加へて、朝廷の軍資及び賠償金の調達のための重課税は、更に一層農民の經濟を疲弊せしめ、斯くて清朝に對する不満は各地に農民の暴動を惹起せしめた。一八五〇年から六四年迄繼續した太平天國の亂は其の典型的なるものである。だが茲では歐米の資本主義の侵入が如何に支那の社會經濟的關係を變化せしめたかを述べるのが目的ではない。吾々は支那侵略史を取扱ふ場合に、常に是等の内部關係に眼を轉ずることは必要ではあるが、此の小文に於ては一應其等の點を保留し、以上の簡單なる序説の後、直ちにヘイの宣言に就て論述することにしやう。

二

一八九九年に於ける米國々務長官ジョン・ヘイ(John Hay)の門戸開放の宣言は、支那に對するアメリカ帝國主義政策の發端を示して居る。此の意味に於て、右の宣言の本質は一八四〇年代の門戸開放の意味する所と根本的に相違して居る。此の事を理解するために吾々は、宣言の發せられた時代の情勢に就て、即ち第一に宣言の對象となつて居る支那が世界政治經濟上如何なる立場に置かれて居たかといふこと、第二に此宣言の主體たる米國資本主義の狀態はどうであつたかに就て、簡單ながら觸れて置かなくてはならぬ。

支那に就て言へば、第十九世紀末葉に向つての歐羅巴資本主義の帝國主義的活動は、嘗て産業資本勢力が市場を求めて東漸したやうに、再び東洋への途を辿り、一度び強力的に門戸を開放せしめた支那をして今や帝國主義的侵略の對象たらしめたのである。一八八〇年代に於て既に英・佛・露の帝國主義は、支那の邊境を領有することによつて支那本土に對する侵略の足場を固めた。支那に對する歐羅巴列強の斯かる活動は、國際的帝國主義が、今や未領有地の分割から既領有地の分割へと其の歩武を進めるに至つた過渡期の特徴を反映して居る。而して一八九四―九五年の日清戰爭が、列強の積極的な支那分割活動の契機をなしたことは明かであつて、英・佛・露の諸國に加へて獨逸も亦極東に於ける領土の分割に參畫するに至つたのである(五)。

(五) 此點に就ては近く刊行する可き拙著「極東經濟勢力圈」(世界經濟問題講座所收)の參照を乞ふ。

然るに支那分割の此の時代に於て、米國がこれに參加しなかつたのは何故であつたか。筆者は専ら其の原因を米

國の資本主義的發達其れ自體の中に求む可きであると思ふ。歐羅巴の資本主義諸國が過剰資本の活動領域を世界の植民地領域に求めつゝあつた時代、従つて又是等の領域の政治的分割が問題とされた其の時代に於て、米國は寧ろ歐羅巴資本の輸入國であつた。だが勿論、米國が資本の輸入國であつたといふことは、當時のアメリカ資本主義が毫も帝國主義的性質を帯びなかつたといふことを意味するものではない。アメリカ資本主義は其の發展の過程に於て、歐羅巴からの借入資本を再び借款や産業資本投下として利用することによつて、植民地領域に對する經濟的・政治的支配を次第に確立しつゝあつたからである。モンロー主義の蔭にかくれたアメリカ資本の侵略性は、既に早くアラスカやラテン・アメリカに對する活動の上に明かに現はれて居るのである。それにも拘らず、米國資本は未だ國內市場に於て充分活動の餘地を見出し得たのであり、且つこれが主たる活動領域としてのアメリカ大陸は、充分にこれが利潤を保證し得たのである。換言せば、アメリカ資本主義は、其の過剰資本の投下市場を、必ずしも遠隔の領域に求めねばならぬといふ必要に迫られては居らなかつたのであり、これを他面から言へば、歐羅巴列強が極東特に支那大陸の分割を成就しつゝあつた時代に於て、アメリカ資本は未だ此方面に充分勢力を伸長す可き餘力を持たなかつたのである。米國の支那市場に對する利害は依然として専ら貿易にのみ依存して居た。此事が支那に對する帝國主義活動に於て米國の立遅れを招いた根本的理由であつた。

(六) 第十九世紀後半の米支貿易は著しい速度で其の發展を遂げつゝあつた。之を示せば次表の如くである。(此表は支那側から見たる輸出入を示して居る。單位は千海關兩)

年次	輸入(全輸入に對する%)	輸出(全輸出に對する%)	合計(全輸出入に對する%)
一八六六年	五箇年平均	六七八(一・〇五)	六、八一二(二・一八)
一八七〇年	六七八(一・〇五)	六、八一二(二・一八)	七、四九〇(六・二二)
一八七一年	四六九(〇・七〇)	八、七九〇(二・六六)	九、二五九(六・七七)
一八七五年	同	八、七九〇(二・六六)	九、二五九(六・七七)
一八七六年	一、五七五(二・一〇)	七、九七二(二・九〇)	九、五四七(六・四四)
一八八〇年	同	七、九七二(二・九〇)	九、五四七(六・四四)
一八八一年	三、〇〇四(三・七二)	八、五一四(二・四八)	一一、五一八(七・七三)
一八八五年	同	八、五一四(二・四八)	一一、五一八(七・七三)
一八八六年	三、七三五(三・三八)	八、五六二(九・七四)	一二、二九七(六・二〇)
一八九〇年	同	八、五六二(九・七四)	一二、二九七(六・二〇)
一八九一年	六、七一九(四・四五)	一二、六七四(一〇・七一)	一九、三九三(七・二〇)
一八九五年	同	一二、六七四(一〇・七一)	一九、三九三(七・二〇)
一八九六年	一六、一〇九(七・三八)	一五、四七五(九・五七)	三一、五八四(八・三二)
一九〇〇年	同	一五、四七五(九・五七)	三一、五八四(八・三二)

(東亞經濟調査局編 米國の對支經濟政策 六一七頁)

右表の示す如く、支那より米國への輸出は大體に於て緩慢なる増加を示して居るに反し、米國より支那への輸出(前表の輸入)は、急激に増加し、右の期間中に絶對額に於て二十三倍、全支輸入總額上の地位は約七倍の増加を示した。此事は支那が米國の商品市場として次第に重要性を加へつゝあつたことを示して居る。此事又はヘイの門戸開放宣言の意味を理解する上に一の重要な鍵を與へて居る。

然るに第十九世紀の末葉に向つて、正確に言へば一八九八年の西米戰爭を轉期として、アメリカ帝國主義も亦サモア侵略(一八九八年)、ハワイの併合(一八九八年)及びフィリッピンの買収(一八九九年)等によつて、太平洋上

の一大勢力たる可き基礎を作り上げた。當時ホワイトロウ・リード (Whitelaw Reid) はフィリッピンの重要性を論じて「太平洋は今や吾々の掌中にある」と豪語して居る。「合衆國の權力を大フィリッピン群島に伸展せしむることは、支那海に防禦の障壁を築き上げ、太平洋の彼岸に於て本國側同様の支配的地位を確立することを意味する。吾等の太平洋支配權を倍加して、將來二十世紀が擔當す可き驚く可き貿易をも支配することを意味する。其の方途を誤らざる限り、合衆國はフィリッピンの領有によつて、太平洋をアメリカの一湖水と化することが出来る」と。併し其の占領したる太平洋諸島を足場として、東洋への發展を計らねばならぬといふ米國資本の利害は、此場合に於ても依然として専ら貿易上の利害であつたといふ事を看過してはならぬ。リードは又次の如く言つて居る、「過去の政治家的手腕は、保護政策によつて廣漠たる我が國內の資源を開發するにあつたが、現在及び未來の政治家的手腕は、我國の巨大なる餘剰生産物のため、通商關係の擴張と市場の獲得とを計るにある」と(七)。

(七) Reid; Problem of Expansion, 1900, pp. 41-2, 191-2.

従つてフィリッピンの領有の價値は又一般に對支貿易上の根據地として評價された。スコット・ニアリングの記す所によると、米亞協會の書記長は一八九九年に次の如く述べて居る。「假にわが國が支那に對して利害を持たないとしたら、フィリッピン領有も無意味であらう。……一八九七年の十二月には、合衆國が支那に於て獲得した通商及び條約上の諸權利が重大危機に瀕するかも知れないといふことが明瞭になつた。是等諸權利は、既に露滿鐵道に關して爲された一協定によつて打撃を受けて居つた。同協定に於ては露西亞は他の諸國より三分の一安の關稅を拂ふ

ことゝ規定せられたのであつた。「その上合衆國現在の地位は、露西亞の滿洲及び遼東半島に於ける實際上の優越により、且つまた條約港たる牛莊が——同港輸入綿織物の過半は合衆國から来る——何時露西亞帝國の一部だと宣言されるかも知らず、その結果は露西亞の關稅率に従はねばならぬかも知れぬといふ危険によつて脅されて居る。つまり北支全體をツアートの支配下に移さんとする主權判讓手續が開始されるのは見え透いて居る。合衆國から支那向けの全綾木綿の八割以上、全綿布の九割以上は天津、芝罘及び牛莊の北支三條約港から輸入されて居る關係上、斯かる讓渡行爲は我が國工業家の利害にとつて無關心たり得ない問題である」と。是等の陳述は、後述するやうに、滿洲に對する露西亞の壓迫によつて蒙る米國貿易上の利害を擁護すると共に、此地方に更により廣汎なる市場を開拓するために何等かの積極的な活動が必要であつたといふことを暗示して居る。ニアリングは自ら此事情を直截的に次の如く指摘して居る。「フィリッピン領有の主たる理由は、單に群島の原料資源としての價値ばかりではない。もつと重要な理由は、フィリッピンが對支貿易上の根據地たる可き地位を占めて居たことだつた。實にフィリッピンは合衆國にとつては、獨逸の膠州灣及び英國の香港にも匹敵し、當時増大しつゝあつた滿洲に於ける米國の勢力範圍を擴充す可き基礎を成すものだつたのである。」(八)

(八) Scott Nearing & Joseph Freeman; Dollar Diplomacy, pp. 253-254. 角田敬三譯 弗外交 三八四—三八五頁

ヴァイアレートは更に之を次の如く説明して居る。「米國は、市場擴張の時期に當つて、夙に最も重要な顧客たりし支那を以て其の産業の自然的販路と看做した。此の政策を更に一層強めた理由は、米國産業にとつて常備的の國

外市場を求めなくてはならぬ時期が切迫して居るやうに思はれたこと、他方に於てフィリッピンの併合が極東に於ける直接的利害を齎したことであつた。第二の香港たる可きマニラを所有せんとする欲求は、其の島を併合した一原因であつた。支那に於ける勢力範囲の設定と其の政治的分割は右の希望の破壊を意味した。故に米國々民は斯かる遠隔の國に對して、此種の政策を以て争はんとする政治を正當とすることを欲しなかつた。(傍點筆者)斯くて門戸開放こそ、正に米國の利害を擁護し得可き唯一の政策であつたのであると(九)。

(九) Achille Vialle; Economic Imperialism. 1923. p. 78.

三

ジョン・ヘイの門戸開放の宣言とは一體如何なるものであつたか。それは一八九九年國務長官ヘイの署名を以て、英・佛・獨・露・日・伊の諸國宛に送附された支那に關する門戸開放の通牒を意味する。此通牒は各國毎に多少文面を異にして居るが、其の言はんと欲する所は、支那が強國によつて分割され且つ國際鬭争の巷と化することを避けんがためには、門戸開放が焦眉の急であることを力説し、其のためには各國が、米國の提案する三箇の條項に正式の保障を與へられたいといふにあつた。今、日本宛のものに就て見ると劈頭に次の如く書かれて居る。

「我國政府は、支那帝國內特に若干の歐羅巴列國が支那に於て主張する『勢力又は利益範圍』内に於て、合衆國及び他の一切の國の商工業に對し、各國の通商及び航海の完全なる均等待遇を確保せむとするの眞摯なる要望に激發

せられ、右の件に付き、獨逸國・英吉利國・露西亞國に對し提議する爲めには、現今を以て恰好の時機なりと思惟する。故に我國政府の抱懷する右の目的を達成し、以て國際的軋轢の可能的原因を芟除し、且つ通商に對し根本的に重要な信用を更に確立せむが爲め、支那に於て『利益又は勢力範圍』を主張する各國が、左の正式保障を與ふるは最も望ましきことなりと思惟するのである。」

而して其の正式保障を求めた三つの條項とは次の如きものであつた。

第一 各國は、その支那に於て領有する一切の所謂「勢力範圍」又は租借地域内の一切の條約港又は一切の投資事業に、如何なる方法に於ても干渉せざること。

第二 支那國暫行關稅率は、右一切の「勢力範圍」内の一切の港(自由港に非る限り)に向け陸揚せられ又は船積せられたる一切の貨物に對し、其の所屬國籍の如何を問はず適用せらるべく、且つ其の税金は支那國政府之を徵收すべきこと。

第三 各國は、自國々籍の船舶に課せらるゝよりも高き税を右「範圍」内の一切の港に來着する他國々籍の船舶に對し課せざるべく、其の領有する「範圍」内に於て敷設、管理又は經營せらるゝ鐵道の運賃にして、右「範圍」を通過して運送せらるゝ他國々籍の人民又は臣民所屬の貨物に對して課せらるゝものは、同距離を經由して運送せらるゝ自國民所屬の同様の貨物に對して課せらるゝものより高からざること。(一〇)

(一〇) 支那關係條約集一五九—一六〇頁、我國宛の通牒には門戸開放なる語は使用されて居らぬが、英國宛の通牒には

「右『範圍』内に於て一切の國民の通商及び航海の均等待遇を確保する爲め、所謂門戸開放政策を支持せむことを云々」と明記されて居る。(同條約集一五四頁參照せられたし)

四

ヘイの此の門戸開放宣言に就て、第一に指摘されなくてはならぬことは、それは甚だ一般的な要求に止まつて居て、寧ろ消極的の意味を持つものに過ぎなかつたといふことである。世人は屢々此の宣言が極東に於ける通商上又は産業上の機會均等の根據となる可き總ての原則、例へば支那の獨立及び行政的保全の如きものを包含して居るかの如く解釋して居る。併しこれはヘイの宣言の正しい解釋ではない。勿論英國又は露西亞に對する通牒に於ては、支那の獨立保全の維持に就て述べられては居るが、此事が宣言の主眼點ではなかつた。例へば英國宛通牒に就ても、此點に關しては「支那帝國の基礎の鞏固及び支那の獨立保全の維持の爲めに、大いに必要なる行政的改革を促進せしめることを目的として、北京に於ける列國の協同行動を速かならしめんとするは合衆國の希望する所」であると言つて居るに止まる。日本、獨逸等宛の通牒に於ては一言も之に就て觸れて居ない。即ち此宣言の何處にも支那の領土の保全は積極的に支持されては居ないのである。(しかのみならず支那自體此協定の當事者たることから除外されて居る。)

之に反し、縱令米國は此宣言に於て各國の勢力範圍を正式に承認しては居らぬとしても、政策の實施に當つては、これを以て既定の事實と認め、一八九九年に於ける是等の勢力範圍の上に機會均等を維持せんことを求めて居るのであつて、而も此の機會均等すら單に通商貿易上のそれに止まつて居るに過ぎない。換言せば此の勢力範圍内に於て、關稅、船舶に對する課稅及び鐵道運賃を各國平等にす可しといふに止まつたのである。故に支那の領土保全から言へば、最も重要な問題となる可き各國の投資活動に就ては、前記の條項から看取し得るやうに、列國の獨占的地位を認め「勢力範圍又は租借地内の……投資事業に如何なる方法によつても干渉せざること」と言ひ、且つ勢力範圍内に列強が鐵道を敷設、管理又は經營することを容認して居るのである。

ヘイの宣言に於ける右の消極性の根本的原因是、恐らくは、米國の支那に對する利害が、當時にありては未だ強大な投資的利害ではなくて、専ら貿易關係を中心とする産業的利害であつたといふ點に、求め得るであらう。而して斯かる米國の立場は何よりも先づ、米國の資本勢力が支那に於て列強に對峙し得る程強大でなかつたといふ事實に依存して居る。モーズの次の言は、當時の米國の立場を明に説明して居るものと考へられる。曰く「東洋に於ける立場にかんがみて、米國政府は二つの政策の中何れかを撰ぶ可きであつた。一は依然として孤立して列強と抗争すること、併し此場合には支那に有する一切の勢力を失ふ危険があつた。然らずんば歐羅巴列強との少くとも部分的協定の政策に立歸ること、此場合には右の政策は列強の政策に對して一の牽制的な力として作用す可きであつた。アメリカ政府は國務長官ヘイの機敏な指導の下に後者を撰擇した」と。(二)

(11) Morse and Macnair: Far Eastern International Relations. 1931. p. 442.

ラインシュは次の如く批評して居る。ヘイの通牒は「利益範圍の制度を既存の事實として認めたまふ事と、支那ジョン・ヘイの「門戸開放」宣言

に於ける機會均等の政策を支持するといふ歐羅巴列強側の最初の明白な宣言を含んで居るといふ點に於て重要である。此點に就て國際的意見の發表を得たことは米國々務省の大成功であつた。(P. S. Reisch; World Politics at the End of the Nineteenth Century. 1908. p. 178)

併し他面から見れば、門戸開放政策こそ、正に支那に對する帝國主義活動に於て一步立遅れた米國資本主義の絶好の武器であつた。吾々は當時、支那に對する米國の利害が主として貿易上にあつたといふ事を指摘した。而して此の貿易上の利害が常に既有的市場を確保するといふに止まらず、今や國內に於て成就された工業的發展のために常備的の市場を必要とするに到つたといふ事實に基くことを指摘した。ヴァイアレートの述べて居るやうに、フィリッピンの併合は斯かる意味に於て、米國資本の極東に於ける根據地を提供す可きであつた。併し亞細亞大陸侵入の領土的根據地としてのフィリッピンは、當然、英國・日本・佛蘭西さへもの植民地的根據地に匹敵することは出来なかつた。此事情から門戸開放政策が生れたのである(二二)。ウイリアムズは次の如く言つて居る。米國の生産力が増大し、外國市場に於ける完成品の競争力が増進すると共に、アメリカ合衆國の貿易政策は非常に變化した。相互原則、特權及び最惠國待遇の狭い解釋は放棄され、これに代つて世界市場に於ける機會均等の要求が現はれた。「米國の貿易に對する差別的待遇は將來の成功の道を塞ぐ可能的障壁と見做され、均等主義が最も格好な鬭争手段として選ばれた」と(二三)。

(二二) エヌ・チェレンチェフ 赤露の見たる太平洋争鬭戰 七四頁。

(二三) Williams, Economic Foreign Policy of the U. S. of America. p. 265. チェレンチェフ、前掲書、七六頁。

五

門戸開放宣言に就て更に吾々の注目すべき點は、斯かる宣言を促した米國の對支貿易の利害が特に滿洲に關するものであつたといふことである。米國の對支貿易關係が第十九世紀後半に於て如何に發展したかに就ては先に表を以て之を示した。一八八九年乃至一八九八年の米國の對支輸出額は六二、二八九、九八〇弗であつて、其の八七%は綿織物と精製鑛油であつた。一八九〇年から米西戦争の勃發迄の間に米國の對支輸出は三倍に増加し、其の結果一八九八年迄に米國の對支貿易總額は露西亞を除いた歐羅巴大陸全體のそれと等しき額に達した(二四)。

(二四) Nearing; Dollar Diplomacy. p. 254.

斯かる米國の對支貿易に於て、滿洲は如何なる地位を占めて居たか。一九〇三年まで滿洲に於ける唯一の開港場たりし牛莊の輸入貿易に就て見ると、次の如き統計が示される。(單位千海關兩)

年	總額	英國	香港	日本	米國	總額に對する米の%	米國の對支輸出總額	同上に對する牛莊の%
一八九四	五、四四六	三	七六八	七七	—	—	九、二六三	—
一八九五	二三、三八二	四四一	一九一九	三六〇	一一	〇・〇四	五、〇九三	〇・二二
一八九六	八、一五七	一〇	一、六一四	一四二	一	〇・〇一	一一、九二九	〇・〇〇八
一八九七	九、〇五八	一七	二、三三八	二八〇	一	〇・〇一	一二、四四〇	〇・〇〇八
一八九八	一〇、六二七	一五	五九二	五九四	—	—	一七、一六三	—
一八九九	二二、八四五	一九六	一九九一	一、七二三	九三七	四・二九	二二、二八八	四・二〇

ジョン・ヘイの「門戸開放」宣言

一九〇〇 八、一七一 三 九七一、一、二三九 三五四 四、三三 一六、七二四 二、二二
(永維策郎 植民地鐵道の世界經濟的及世界政策的研究 二八〇—二八二頁)
 (東亞經濟調查局編 米國の對支經濟政策 三二—三三頁)

右の統計によると、米國の對支貿易に於ける滿洲貿易の地位は特に甚だ重要であつたと見えぬ。併し米國が特に滿洲に關心を持つたのは、貿易現勢の重要性よりも、其の發展の傾向即ち將來の發展の可能性に多大の希望をつないだからであつたと見るのが正しい解釋ではないかと思ふ。後年米國が資本投下市場を支那に求むるに及んで、再び特に滿洲に關心を持つたのも同様の理由からであつた。米國は英・佛等の歐羅巴列強が既に強固なる地盤を扶植して居た支那の其等の領域に於て争ふよりは、帝國主義的勢力關係に於て比較的抵抗力の微弱であると思はれた滿洲に自由なる發展の途を求めんとしたのである。

だが滿洲への此の關心は當然露西亞の南下政策の壓力に遭遇せねばならなかつた。佛蘭西の金融資本を背景とし、且つツァーの専制主義と結合した露西亞の侵略的帝國主義は、日清戦役の三國干渉を轉期として、確固たる勢力を滿洲に扶植するに至つた。露西亞は滿洲に於ける鐵道建設、同地方への軍隊輸送及び旅順港の要塞化等によつて、これを永久的に占領せんとする意圖を明かにし、従つて是等の地方に於ける各國の經濟的利害を極度に脅かすに至つた。而して此事が貿易上多大の利害を有するに至つた米國にとつて、無關心たり得なかつたのは當然である。

此の觀點からすれば、米國が門戸開放の宣言によつてなした列國への抗議は、就中露西亞に對する抗議であつたといふ見解も一應首肯される。米國は露西亞に對する通牒に於て、其の領土的野心に對して特に警告的の意味を含めるものと信ぜられる」と。(一五)

めて次の如く書いて居る。「右政策(上掲の三條項)に關する露西亞皇帝陛下の宣言は、支那に於ける外國貿易に對し、大に資するものなるのみならず、列國間の軋轢及び可能的紛争の危險なる原因を一掃するに與つて大いに力あるものである。又宣言は、更に信用と安全とを確立するものであり、且つ支那帝國の鞏固及び保全の爲めに根本的に必要なる支那國行政の改革に關し、條約國が支那國皇帝陛下に對し將來爲すことあるべき協同提言を一層重要ならしむるものである。而して右支那帝國の鞏固及安全は、露西亞國皇帝陛下の亞細亞に於ける政策の根本的原則たるものと信ぜられる」と。(一五)

(一五) 支那關係條約集 一六二頁

然るに右の通牒に對する露西亞の回答は次の如き甚だ曖昧なるものであつた。曰く「……露西亞國が支那國より租借したる地域に關する限り、帝國政府は既に「ダルニー」(大連灣)を自由港と宣言したることに依り「門戸開放」政策に従はむとする確乎たる意思を表明した。且つ將來に於て該港が假令其れ自體は自由港たると雖、關稅區劃により當該地域の他の地方より隔離せらるゝ場合には、關稅地帯に於ては、關稅は一切の外國貿易に對し其の國籍の區別を問はず徴收せらるべきものである。支那政府により外國貿易に對し現に開放せられ又は將來開放せらるべき港にして、露西亞租借地外に在るものに關しては、關稅問題の解決は支那國自身の爲すところに屬するものにして、帝國政府は他國人を排除して自國臣民のみに對し何等かの特權を要求するの意思は毫もない。尤も帝國政府の右の保障は、同様の宣言が支那に利害關係を有する他國に依り爲さるゝことを條件として與へられるものである」と。

(上掲條約集一六三頁參照)。

露西亞以外の國は、伊太利の無條件賛成を別として總て、他の國が賛成したならば自國も賛成するといふ意味の回答を與へて居るのに、一番問題となる可き露西亞の回答は、右の如く、甚だ老獪なるものであつて、米國の擧げたる條項中唯關稅に就てのみ答へて、他の問題には一言も觸れず、而も租借地に就てはダルーの自由港宣言を以て一切が解決されたるが如き口吻を洩して居るのである。此の露西亞の態度は、明に滿洲に關する限り門戸開放に不同意である事を表明したものであつた。併し米國はそれには頓着せず、一九〇〇年三月、前記六箇國に對し、六箇國の賛成を以て「最終的且つ確定的のものと認むる」旨宣言を發した。ヘイの宣言に於ける意味での門戸開放原則は斯くて一九〇〇年三月以來確立したものと見る事が出来る。

六

右述の如く門戸開放宣言の動機は、縱令専ら米國の經濟的利害に基くものであつたとしても、少くとも表面上は支那に於ける列強の排他的獨占支配に對する抗議であつたから、其の限りに於て一見甚だ平和主義的であり且つ支那に對して著しく友誼的且つ親和的の政策であつたやうに見える。併し門戸開放宣言の最も重要な意義は先にも指摘したやうに、それが支那に對する米國の絶好の帝國主義的武器であつたといふことである。此點にヘイの門戸開放主義が四十年代の門戸開放と本質的に異つて居るのであり、又此點を理解せずしては、列強の對支勢力關係に於けるアメリカ資本主義の地位を充分に認識し得ないであらう。

吾々は先に第十九世紀末に向つての米國資本主義の活動が、歐羅巴諸列強のそれと比べてやゝ異なる方途を辿りつゝあつたといふ點を指摘した。此事が帝國主義列強の世界領土分割戰に當つて米國の立遅れの原因をなしたものであつた。然るに第十九世紀の終末に當つて、米國も亦布哇の併合、フィリピン群島其他の西班牙領即ちキューバ、ポルトリコ、グアム等の獲得によつて帝國主義的な領土獲得の競争に参加した。而して漸く其の強大を加へるに至つた米國資本主義勢力が、太平洋上の是等の領有地を足場として、其發展の領域を東洋の市場特に支那に求めるに至つたといふことも亦既に吾々の觀取し來つた所である。然るに米國が遅れて支那市場に對して帝國主義的な關心を持つに到つた時期に於ては、既に支那に於ける歐羅巴列強及び日本の地位は牢固たるものであつて、容易に新なる勢力の介入を許さなかつた。此事情がアメリカ帝國主義の極東政策をして、著しく他國と異なる方向をとらしめたのである。其の異なる方向とは即ち門戸開放の政策による資本侵略の手段であつた。門戸開放は吾々の見來つた如く、支那に於ける國際的軋轢を爰除する方策として、宜しく列國をして門戸開放・機會均等に依らしむ可しといふにあつた。併し實を言へば、既に支那の全領域に亘つて張りめぐらされて居る所の列強資本主義の獨占的支配を排除して、米國資本の活動の餘地を與ふ可しとの要求に他ならなかつたのである。

それは實に平和・正義・友愛等の假面の下に、支那に於ける利權の獲得を企てた所のアメリカ帝國主義の老獪な手段に過ぎなかつた。それは明かに一の偽瞞であつた。併し縱令それが偽瞞であるとしても、苟くも「文明國」たるものは、如何なる場合であつても所謂國際的の平和や正義に抗爭す可き口實を持たないのである。而して斯かる

手段による支那進出こそ、歐羅巴諸國に一步を先んじられた米國資本主義にとつては、残された唯一の道であつたと
言はなくてはなるまい。一見平和的な門戸開放政策が、米國資本主義にとつて何よりも絶好の帝國主義的侵略の武
器となつた理由は此點に在る。米人フィールドは米國の門戸開放政策を次の如く述べて居る。「支那の領土又は行政
上の保全の維持は、其れ自體何等道德的目的を有するものではなく、合衆國が支那貿易の足場を獲得し維持するた
めの唯一の手段に過ぎなかつた。合衆國は未だ嘗て他の諸國が支那に於て得た諸權益を讓渡せよと提言した事はな
かつた。合衆國は唯他の列強がより、以上支那を侵略することに反對したに過ぎぬ。合衆國は常に現状維持を默認す
るものであつたが、時としては他國の支那に對する侵略政策を是認することすらあつた」と云ふ。米國は他國の諸
權益の讓渡を要求しなかつたが、他國の保有すると同等の權益を支那に要求した。又時として米國は他國の侵略政
策を是認したとしても、それは其の國と同様の利益が米國にも均霑するといふ條件の下に於てであつた(一七)。これ
こそ實に帝國主義的手段としての門戸開放及び機會均等政策の意味する所であつたのである。支那に於ける米國の
帝國主義的活動が屢々國際的協定を基礎として居る理由は斯かる事情に基いて居る。

(一六) Frederick v. Field; American Participation in the China Consortiums. 1931. p. 3.

(一七) クライド曰く「合衆國は欲せざる支那から強要した讓歩に賛成しない。併し最惠國條款により他國が獲得せる讓
歩を享受するに吝でない」。彼はカッシングの一八四四年の條約に於ける米國の政策を論じた一句「戰爭の直
後に英國に續いて平和の裡に支那に乗込み、且つ英國軍の勝利により大いに利益を得たる合衆國の役割が華々し

くはないが頗る有利に始まつた」といふのを引用し、此の言葉が其後の米國の對支政策にその儘當て嵌まらない
としても、尙甚だよく米國の政策を言ひ現はして居ることを指摘して居る。(Clyde; The Open Door. Pacific

Affairs, September 1930. 東亞 昭和五年 十一月號)

帝國主義的侵略は屢々必然的に武力的の強壓政策を隨伴するとしても、必ずしも常に武力強壓的の形態をとつて
行はれるものでないといふ事を吾々は記憶しなくてはならぬ。此意味に於て米國の支那に對する門戸開放政策は、
それが外見平和的であるが故に、帝國主義的の政策ではなかつたといふ抗辯は成立たない。米國はヘイの宣言以來
此政策の巧みなる運用によつて、現在極東に於ける最も優勢なる一の帝國主義的勢力となる事が出来たのである。
又既に吾々は、ヘイの宣言に於ける門戸開放主義が、未だ其の適用の範圍に於て甚だ制限されたものであり寧ろ
消極的のものであつたといふこと、而して此事實は、他の列強の勢力に對する當時の米國の極東に於ける力關係を
反映するものであつたといふ事を指摘した。だがヘイの門戸開放宣言が専ら米國の貿易上の利害に基いて居たとい
ふことを以て、屢々論ぜられるやうに、極東に對する米國の活動が政治的でなくて専ら商業的・經濟的であつたと
斷言するのは無意味である。門戸開放の宣言に於ける米國の活動は經濟的であつたとともに又明かに政治的であつ
た。商業的利害と政治的利害の境界線が如何に論議されやうとも：米國政府が事實上支那の主權に影響を及ぼす
可き條約上の權利を行使せる以上、又此の意味に於て、少くとも政策は政治的である事は否み得ない」といふクラ
イドの言は正當である。而して又此の政治的活動と結び付いて居る所の貿易上の利害は、單なる商業的利益ではな

くて、先に見たやうに、それが米國に於ける異常な生産力の發展に基礎を置く所の高度資本主義的利害であつたといふことを忘却してはならぬ。植民地的市場の獲得に向ふ經濟的進軍と半植民地的國家に對する政治的干渉とは、單一の對外政策に於ける兩面に過ぎない。これは畢竟アメリカ帝國主義の活動以外の何ものでもなかつた。此活動が米國の金融資本的勢力の増大につれ、従つて又支那が米國によつて特に資本投下市場として着目されるに到つて、如何に強化せられたかといふこと、それに應じて米國の門戸開放の原則が如何に積極的に發展せしめられたかは、爾後の歴史の示して居る所である。

七

ヘイの門戸開放の原則は支那に於て直接如何に適用されたか。

吾々はヘイの宣言に於て主として直接對象とされたものが、露西亞の滿洲侵略の活動であつたことを見た。此理由によつて、右の宣言は、當時露西亞の南下政策を極力阻まんとしつゝあつた英國によつて支持せられたのである。一九〇〇年の國匪事件に際して、米國は英・佛・露・獨・日の諸國に同文通牒(七月三日付)を送つて門戸開放主義を再度高調し、列國は共同して「支那に恒久の安全と平和を招來し、支那の領土的・行政的實體を保全し、條約及び國際法によつて友好諸國に保障される一切の權利を擁護し、且つ世界に對して支那帝國の凡ゆる部分との平等、公平なる通商原則を擁護す可きこと」を促して居る(一〇)。右の平等原則は再び列國によつて認容され、斯くて門戸開放主義は形式上各國によつて承認せられたのであるが、それにも拘らず、事實上滿洲に對する露西亞の露骨

なる侵略政策を放棄せしむる力とはならなかつた。露西亞は右の國匪事件に乗じて牛莊を占領すると共に滿洲に對する軍事的支配を確立した。更に同年露西亞は東支鐵道を開通し、且つ鑛山、鐵道其他の企業の金融のために優先權を持つ所の露支銀行を設立することによつて、滿洲一體に於ける經濟的勢力を更に一層強化した。一九〇一年二月の露支密約に於ては「支那國は北部支那の諸省に於ける陸軍又は海軍の教官として露西亞人以外の外國人を雇聘せざること」(第六條)及び「支那國は、露西亞國の承諾を得ずして、他國又は他國民に對し滿洲・蒙古又は新疆に於ける鑛山又は其他の利權を讓渡するを得ず、又右地方に鐵道を敷設するを得ざること、牛莊を除き右地方に於ては他國民に對し何等の租借又は利權許與をなすを得ざること」(第八條)等の條項によつて、露西亞は明かに是等の領域に於ける排他的權益を獲得して居る(一九)。

(一八) U. S. "Foreign Relations," 1901, "Appendix. Affairs in China," p. 12. Overlach; Foreign Financial Control in China, 1919, p. 201.

(一九) 前掲、支那關係條約集 四八三頁參照。

叙上の經濟的利權を與へられた露支銀行の設立の後、その姉妹銀行が露西亞の石油や砂糖を販賣するために設立された。露西亞の貿易業者が至る所に横行し、——露西亞の資本家達は鑛山の採掘開始や工場の建設等に忙殺されて居た。露西亞の貿易業者達は、支那に對する石油の輸入に關して特殊な取扱ひを受けることゝなつた——即ち、その石油は關稅なしで輸入された。其の結果、牛莊に於ける米國の燈用石油販賣高は、一九〇一年の三百十七萬二千ガロンから一九〇二年には六十萬三千八百八十ガロンに激減した。同時に又、露西亞の麵粉販賣業者は、

從來米國人から供給されて居た所の支那の市場を占有した。(ブレインズ・リーグ近代帝國主義論 内田譯、七四—七五頁)

露西亞の斯かる活動は米國の到底黙認し得る所ではなかつた。一九〇二年二月ジョン・ヘイは露支兩國に通牒を發して、右の如き勢力範圍の設定は門戸開放の原則に反する旨警告した。此の通牒は同時に日・英・獨・佛・埃・伊・和・西等の諸國にも交付された。これは米國が門戸開放の宣言を公に適用せんとした最初の機會であつた。此の通牒は大略次の如きものであつた。「支那が如何なる商會又は會社に對するとを問はず、滿洲に於ける鑛山開發、鐵道建設其他あらゆる方法の工業的發展に關する排他的權利及び特權を讓渡する契約は」他國と支那との間の條約の諸條文と牴觸する。それは「正當なる貿易を制限することによつて米國々民の諸權利を害するものであり、且つ支那の主權を侵害し、支那の國際義務遂行の能力を減殺する」ものである。「その必然的結果は、(支那)帝國の領土内に於ける貿易、航海及び商業に關する凡ゆる國民の絶對的平等待遇の政策の完全なる破滅とならねばならぬ。」他方に於て、一國が自國々籍の商業機關のために排他的特權を獲得することは、露西亞帝國外務大臣が我政府に對して屢々傳達した所の、帝國政府は合衆國政府によつて唱導せられ、且つ支那帝國に商業的利益を持つ一切の條約國によつて承認せられたる支那に於ける門戸開放の政策の遂行の意圖をもつといふ保證と矛盾するものである。(二〇)

(二〇) 前掲、米國の對經濟政策 四五頁、Overlach; op. cit. p. 201.

米國は右の如く、門戸開放の原則によつて、他國の支那に於ける勢力範圍の擴張を防止し乍ら、他方支那を自國の商品市場として益々利用することを怠らなかつた。米國は滿洲に對する露西亞の侵略に對して嚴重に抗議し乍ら、一九〇三年の米支間の通商關係擴張に關する條約に於て、新に奉天と安東とを「國際的居住及び貿易の場所として開放」することを約せしめて居る。茲に米國の門戸開放主義の秘密がある。米國が門戸開放に藉口して屢々掲ぐる所の支那の領土及び行政上の保全の如きも、他の列強が排他獨占的に之を犯すことに對する抗議に過ぎないのであつて、決して自國が他國と共に共同的に干涉することに對する保障ではなかつた。それは徹頭徹尾米國資本の利害を基礎とするものであつて支那自體の利害に基くものではなかつた。此の門戸開放の原則に依據して、アメリカ帝國主義の支那に於ける活動は、常に獨占的・侵略的であるとの譏りを免れ得たのであるが、同時に後に國際借款團や滿鐵中立案に於て見られるやうに、而して又最近の事變に際して米國の立場が示して居るやうに、それは屢々國際帝國主義の共同活動を必要とし、此の共同活動に於てヘゲモニーを握るといふ方策を撰んだのである。

八

日露戰爭に際して米國が日本に對して示した好意も亦、此の門戸開放の原則から割り出された行動であつた。露西亞の南下政策を阻止するといふ共同の利害によつて結合した一九〇二年の日英同盟が、此の戰爭に於て大なる役割を演じたことは言ふ迄もないが、米國も亦明に日本の支持を惜しまなかつたのである(二一)。此の立場に就て開戦直後のニューヨーク・トリビューン紙は次の如く書いた。「…若し日本にして勝利を得ば、吾に吾人の貨物が滿洲の各部分に自由に、且つ直接に輸入し得られ得るのみならず、又吾人と清國との通商條約は直に批准せられ、又釐金稅

の廢止は清國全部の通商上の開放となるに至る可きことは最も確實である。若し之に反して露國勝らんか露國が清國と吾人との通商上に從來行ひ來りし妨害を猶一層大ならしむることあるべきも、之を減少するが如きことは有り得可らざることである」と(二二〇)。

(二二) 開戦に當つて米國大統領ルーズヴェルトは佛・獨兩國に對し、若しも兩國が日本に對し一八九五年にまつたと同様の態度(三國干渉のこと)に出るならば、米國は日本を支持するであらうと通告した。(Morse; op. cit. 517)。
又日本の戦時外債は米國財團によつて次の如く引受けられて居る。

募集額(百萬磅)	邦貨(千圓)	募集地及引受銀行
第一回(一九〇四年 五月)	一〇	倫敦—正金、香港上海、パリス 〔紐育—クローネンロエブ商會〕折半
第二回(一九〇四年十一月)	一一	同上 (英米折半)
第三回(一九〇五年 三月)	三〇	同上 (同)
第四回(一九〇五年 七月)	三〇	倫敦—正金、香港上海、パリス 紐育—クローネンロエブ、ナショナル・シチーバンク、 ナショナル・バンク、オブ・コンマース、 伯林—獨逸帝國銀行外十行、 (英、米、獨、三等分)

(二二) 野村順之助 日本金融資本發達史 二二六頁
北崎進 日米交渉五十年史 三八八—三八九頁。

永雄博士は米國の日本支持を以て「英國が日本を自己の番犬として、此の地に勢力を打立てしめんとしたのとは異なり、あはよくば日本をも排斥して——假令當初は共同して利權を樹立するとも、實勢力の上よりして之を排

斥して——朝鮮より滿洲へかけて、自らの勢力を張るの準備であつた云々やう。而して又ルーズヴェルトが日本の味方として、媾和談判に仲介したのも、實に此の政策實行の第一著手ではなかつたか」と記して居る(同博士著前掲書二八三頁傍點は筆者)。

然るに日露戦後の情勢は決して米國の希望するやうには推移しなかつた。今や日本は露西亞に代つて優位を占め、朝鮮を完全に其の支配下に置くと共に、滿洲一帯をしてこれが資本の勢力範圍たらしむるに至つたからである。此時以來支那に對する米國の門戸開放政策の對象は露西亞ではなくて日本となつた。滿洲を中心とする日・米資本主義の對立の起原は實に此時代に遡ることが出来るのである。詳しく言へば滿洲に於ける日米關係の紛糾は、日露戦争直後、米國が滿洲に於ける商業上の不平等に就て日本に抗議した時に始まつて居る。一九〇六年の初め、米國々務省は極東に於ける貿易業者から、彼等が自由港たる牛莊を経由して滿洲に入ることを日本官憲によつて妨げられて居るのに、日本の商人は自由入國が許可されて居るとの至急陳情に接し、東京代理公使ウィルソンに對し、本件に關する日本政府の充分なる注意を喚起す可き旨を訓令した。又其後間もなく、米國々務省は英米煙草會社の商品が、大連及び奉天に於て關稅及び釐金を課せられて居るのに、露滿國境又は日本租借地たる大連を経て入貨する煙草に就ては、該課稅が免除されて居ることに就て抗議した。米國は是等の事實を以て、日本が軍事占領下にある該地方を殆ど外國貿易に開放せざるが如き方策を採り、これによつて滿洲から英米貿易業者を排斥することによつて、日本の通商上の利益を確立しつゝあるものであるとの疑念を抱いたのである。此の疑念は、其後米國商業代表者よ

りなる滿洲調査委員の調査其他によつて氷解された。それにも拘らず、戦後日本資本による滿洲進出の勢ひが頗る顯著となるに及んで、米國資本の利害との間に、次第に超ゆ可らざる溝渠を作つたのである。

然るに他方一九〇五年以降進行中であつたパナマ運河の開鑿は、極東に於ける歐羅巴列強との經濟戰に於て、米國に對して重要な利益を保證するものであることが期待されて居た。極東に輸出される商品の殆ど總ては、米國の北東又は南東部の工業地方の生産物であつたからである。スエズ運河によれば、紐育はリバプールに比して上海及び横濱から更に二千哩の遠距離に位して居たが、パナマ運河が開通すれば、リバプール・横濱間一一、六四〇哩に對して紐育・横濱間は九、八三五哩となり、上海に對しては、歐米の此の兩都市は等距離に置かる可きであつた。是等の事情は米國をして滿洲の市場を特に重視せしめ、従つて滿洲に於ける日本の勢力の擡頭に極力抵抗せしめた原因を成して居る。

CIIID Vallate; op. cit. pp. 84-85.

九

併し米國資本の滿洲に對する關心が、此時代に於ても尙依然として貿易上の利害にのみ依存したと見るのは甚だ一面的な見解に過ぎない。國內に於て急速なる資本蓄積を成就したる米國は、今や強大なる投資勢力として、日本資本主義に對立した。換言せば米國が滿洲に對して持つ利害は、今や單なる商品市場としてではなく、就中資本投下市場としてであつた。此事が爾來支那に於ける列強の帝國主義對立を更に一層激成し、特に日米關係の悪化を招

來した根本的原因であつたのである。次の機會に詳述さる可き所の日露戰爭直後のハリマンの滿鐵買収計畫や、之に續いた所の米國金融資本團による滿洲銀行計畫や更に又滿洲諸鐵道中立案乃至は對支借款團への米國の割込等は、専ら投資的の利益によつて促されたアメリカ帝國主義の露骨な活動に他ならなかつた。是等の活動は最早やヘイの門戸開放宣言當時の利害とは全く異なる所の資本主義的の利害によつて導かれて居る。だが此の場合に於ても極東に於けるアメリカ帝國主義活動の特質は依然として繼續された。その侵略の武器は依然として門戸開放の原則であつた。それはラティン・アメリカに對する米國の排他獨占的帝國主義的侵略が常にアメリカ・モンロー主義といふ好都合なカモフラージュの下に強行されて居ると好一對をなして居る。故に嘗て米國々務長官ノックスは次の如く述べたのである。

「一八九八―一九九九年に支那領土の諸部分の獨逸、露西亞、佛蘭西及び英國への租借が行はれ、是等列強は、更に日本をも加へて相互に覺書を交換し、支那帝國の特定地域内に於ける各自の特殊權益を確認した。そこで合衆國は右の列強各個から上記の所謂「勢力範圍」内に於ては、各國民に對して平等待遇が與へらる可しといふ宣言を獲得した。次いで團匪事件の落着に先ち、合衆國は再び關係諸國に通牒を發して、支那の領土的行政的實體の保全並に通商機會の均等に關する原則の承認を求めたのであつた。合衆國政府が、かの滿洲ハルビンの市政問題に、奉安鐵道沿線の鑛山採掘問題に、將又錦愛鐵道の設計計畫に積極的參與し、更に又滿洲鐵道の中立を提案し、粵漢鐵道借款へのアメリカ資本の參加を求めたのは、何れも特に右原則を擁護せんがためであつた」と。(二四)(傍點は筆者)

(114) Knox; Spirit and Purpose of American Diplomacy. 1910, pp. 27-29. Nearing; op. cit. pp. 258, 259.

米國が是等の時代又爾後の凡ゆる時代を通じ、支那に於ける一切の事件に際して、終始一貫門戸開放の原則を擁護して來たことは事實である。併しアメリカ大陸に於けるモンロー主義と同様、支那に於ける門戸開放の原則は時代の推移につれて、其の初めに於ける消極的・防禦的の意義から轉じて、次第に積極的・侵略的の意義を有するに到つた。而して斯かる變轉は後の機會に述べられる如く、何よりも先づ世界經濟上に於ける米國金融資本勢力の増大に照應して居るのである。

吾々の直接の問題に就て言へば、日露戦後支那特に滿洲に於ける資本活動を中心とする日米兩國の關係の悪化は、國際政治的方面に於ては、一九〇八年のルート・高平條約の締結に導いて居る。此條約は「兩國政府の政策が何等侵略的傾向に制せらるゝことなく」太平洋の現状維持を擁護し、且つ「其の權内に屬する一切の平和手段に依り、清國の獨立及び領土保全竝に同帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し、以て清國に於ける列國の共通利益を保存するの決意を有する」ことを宣言して居る(三五)。併し資本主義經濟の發展性から必然的に招來せられる帝國主義的對立が、斯かる一片の條約によつて決して回避せられ得るものでないといふことは、近代史の提供する無數の實例によつて示されて居る通りである。一九一〇年、先の大統領ルーズヴェルトは十二月二十二日付書翰を以てその後繼者タフトに次の如く書いて居る。「滿洲に關して、若しも日本が吾々の反對する行動に出づるといふ方途を撰ぶならば、吾々は戰爭に訴ふる以外にそれを阻止することは出來ぬ。併し滿洲に關する戰爭に成

功するためには、英國の有する如きすぐれた艦隊と獨逸の有する如きすぐれた軍隊とを必要とするであらう。支那に於ける門戸開放政策は卓越せるものであり、それが外交上の一般的同意によつて維持される限り將來も亦そうであることを希望する。併し露西亞の下に於けると同様日本の下に於ける滿洲の全史が證明して居るやうに、事實上門戸開放政策は、一強國がそれを無視することを決意するや否や完全に消滅して居る。併し此政策は、自らの目的を放棄せんよりは寧ろ進んで戰爭の危險に越く可きである」と(二六)。

(二五) 支那關係條約集 二〇六頁。

(二六) F. R. Dulles; America in the Pacific. 1932. pp. x-xi.

附記 本文に於ては、支那に於けるアメリカ帝國主義活動の發端をなす所のヘイの門戸開放宣言に就て記した。次の機會を得て、米國の門戸開放政策が、爾來現在に至るまで、如何にその對支活動の上に發展し來つたかを論述したいと思ふ。是等の研究は、現在、列強が支那に於て有する經濟的利害の本質を理解するための道標としてなされて居る。故にそれは歴史の詳細な記述ではない。此點讀者の御諒承を乞ひたい。一九三三、一、三〇稿